別記様式第八十一号

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 受付印 |  | ※整理番号 |  |
|  |  | 主たる事務所又は事業所の所在地 | （電話番号　　　―　　　―　　　） |
| 　　　　　　年　　月　　日　（宛先）　埼玉県　　　県税事務所長 |
| 代表者氏名 |  |
| 屋号 |  |
| 個人番号又は法人番号 |  |
| 　地方税法の承認を受けたいので、同法第７５０条第１項の規定により申請します。 |
| １　承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所及び国税関係申請状況 |
| 帳簿の種類 | 備付け開始日 | 保存方法 | 保存場所 | 国税関係申請状況 |
| 税目 | 名称・作成事務所等 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
|  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録ＣＯＭ |  | 未・済税務署 |
| ２　主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所 |
|  |  |
| 都道府県名 | 所　　　　　　　　　　　　在　　　　　　　　　　　　地 |
|  |  |
| ３　設立の日（新たに設立された法人が法第７５０条第１項ただし書の規定の適用を受けようとする場合） |
| 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| ４　取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合） |
| 区　分 | 対　象　と　な　つ　た　帳　簿　の　種　類 | 年月日 | 対象となつた保存方法 |
| 税目 | 名　称・作　成　事　務　所　等 |
| 取りやめ届出取消し通知 |  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録・ＣＯＭ |
| 取りやめ届出取消し通知 |  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録・ＣＯＭ |
| 取りやめ届出取消し通知 |  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録・ＣＯＭ |
| 取りやめ届出取消し通知 |  |  | 年　　月　　日 | 電磁的記録・ＣＯＭ |
| ５　承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要 |
| 区　　　　　　分 | メーカー名 | 機種名 | 台数 | 運用形態 | 設置場所（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地） |
| コンピュータ・プリンタ・その他（　　　　　　　　　） |  |  | 台 | 自己・委託 |  |
| コンピュータ・プリンタ・その他（　　　　　　　　　） |  |  | 台 | 自己・委託 |  |
| コンピュータ・プリンタ・その他（　　　　　　　　　） |  |  | 台 | 自己・委託 |  |
| コンピュータ・プリンタ・その他（　　　　　　　　　） |  |  | 台 | 自己・委託 |  |
| コンピュータ・プリンタ・その他（　　　　　　　　　） |  |  | 台 | 自己・委託 |  |
| ６　承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要 |
| 区　　　　　分 | 市販プログラムの場合 | 市販プログラム以外の場合 | 備　考 |
| メーカー名 | 商品名等 | 所有者名等 | プログラム言語 |
| 自己開発・委託開発・市販・その他（　　　） |  |  |  |  |  |
| 自己開発・委託開発・市販・その他（　　　） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 自己開発・委託開発・市販・その他（　　　） |  |  |  |  |  |
| 自己開発・委託開発・市販・その他（　　　） |  |  |  |  |  |
| 自己開発・委託開発・市販・その他（　　　） |  |  |  |  |  |
| ７　総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置 |
| 　　《注意事項》《注意事項》１　法第７４８条（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(１)から(６)までに掲げる事項について記載する必要があります。２　法第７４９条第１項（電磁的記録による備付け及びＣＯＭによる保存）の承認を受けようとする場合は、(１)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。 |
| 電磁的記録による保存等・ＣＯＭによる保存に共通の措置 | (１)　訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置　□　データを直接に訂正又は削除をすることができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。　□　データを直接に訂正又は削除をすることができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | 　※　該当する場合のみ記載してください。□　ただし、入力日から〔　　　　　〕日間に限つては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。 |
| (２)　追加入力した事実の確認に関する措置　□　入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。　□　入力データに個々のデータを特定することができる情報〔□一連番号、□伝票番号、□その他（　　　　　　　　　　）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正又は削除をすることができない）システムを使用する。　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (３)　地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置　□　〔□一連番号、□伝票番号、□その他（　　　　　　　　　　　　　　　）〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |
| (４)　システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置　□　次の名称の書類を備え付ける。　　①　システムの概要を記載した書類　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　②　システムの開発に際して作成した書類　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　③　システムの操作説明書　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　④　電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | (５)　ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 |
| 　□　電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (６)　検索機能の確保に関する措置　□　主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。 |
|  | 検索の条件として設定することができる記録項目 | 主な帳簿名 |  |
| □取引年月日　□勘定科目　□取引金額　□　　　　　□　　　　　 |  |
|  | □　　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　 |  |  |
| □　　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　 |  |
| □　　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　 |  |
| □　　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　□　　　　　 |  |
| 　□　日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。　□　２以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。 |
| ＣＯＭによる保存に固有の措置 | (７)　ＣＯＭの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置　□　ＣＯＭの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□　①保存義務者又は事務責任者の電磁的記録が真正に出力され、ＣＯＭが作成された旨を証する記載及び記名押印、②ＣＯＭの作成責任者の記名押印、③ＣＯＭの作成年月日が記載された書類を備え付ける。 |
| (８)　ＣＯＭの索引簿の備付けに関する措置　□　帳簿の種類などを特定し、対応するＣＯＭを探し出すことができる索引簿を備え付ける。　□　索引簿の備付けに代え、ＣＯＭフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |
|  |
| (９)　ＣＯＭの索引の出力に関する措置　□　ＣＯＭごとの記録事項の索引をそれぞれのＣＯＭに出力する。 |
|  |
| (10)　マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置　□　ＣＯＭの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、ＣＯＭの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 |
|  | 　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (11)　３年間の電磁的記録の並行保存又はＣＯＭの検索機能の確保に関する措置　□　上記(５)及び(６)の措置をとつて電磁的記録を保存する。　□　上記(６)の機能に相当するＣＯＭの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。　□　上記以外の方法による。　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ８　その他参考となる事項 |
| 添付書類 | １　電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要）２　電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書）３　記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（　　　　　　　　　　　　） |